

## 焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、子育て世帯の良好な住環境地域への定住を促進するため、焼津市若しくは焼津市南部土地区画整理組合が販売する保留地又は中心市街地活性化区域において土地を購入し、及び住宅を新築し、又は購入する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、第5号に規定する対象住宅に引き続き10年以上居住することをいう。
- (2) 子育て世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - ア 第4号に規定する対象土地の購入に係る売買契約を締結した日（以下「基準日」という。）の属する年度の末日において夫及び妻がいずれも満40歳以下である夫婦（法律上の婚姻関係にある夫婦をいう。以下同じ。）がいる世帯
  - イ 夫婦及び基準日において中学生以下の子（以下「子」という。）がいる世帯
  - ウ 配偶者が不在の父又は母及び子がいる世帯
- (3) 中心市街地活性化区域 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条1項の規定に基づき本市が定める基本計画による中心市街地をいう。
- (4) 対象土地 子育て世帯自らが市内に定住するための土地で、焼津市若しくは焼津市南部土地区画整理組合が販売する保留地（市長が指定した保留地に限る。）又は中心市街地活性化区域内に所在する土地をいう。
- (5) 対象住宅 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている独立した居住の用に供する家屋（分譲マンションの専用部分を含む。）で過去に人の居住の用に供されていないものをいう。

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、前条第2号ア及びイに規定する夫婦の一方又は同号ウに規定する配偶者が不在の父若しくは母であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己の居住の用に供するために対象土地及び対象住宅を購入し、定住しようとする者であること。
- (2) 対象土地の購入に係る売買契約を平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に締結した者であること。
- (3) 対象住宅の新築又は購入に係る工事請負契約又は売買契約を平成31年4月1日以後に締結した者であること。

- (4) 対象土地及び対象住宅の取得価格（新築住宅にあつては当該住宅の工事費用の額、建売住宅又は新築分譲マンションにあつてはこれらの住宅の購入費用）の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）が1,000万円以上であること。
- (5) 対象土地及び対象住宅それぞれの所有権に係る夫婦の持分の合計又は配偶者のない父若しくは母の持分が2分の1以上であること。
- (6) 子育て世帯の世帯員及び同居する親族（以下「世帯員等」という。）が納付すべき市町村民税を滞納していないこと。
- (7) その者及び配偶者（配偶者がいない者にあつては、その者及びその子）が日本国籍を有する者又は永住者若しくは特別永住者であること。
- (8) 世帯員等の3親等以内の親族から購入した土地でないこと。
- (9) 世帯員等が過去にこの要綱に基づく補助金及び焼津市若者世帯定住支援奨励金交付要綱（平成27年焼津市告示第71号）に基づく奨励金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

| 対象土地の別                         | 補助金の額  |   |
|--------------------------------|--|---|
|                                | 基本額  | 加算額   |
| (1) 焼津市又は焼津市南部土地区画整理組合が販売する保留地 | 保留地価格の10分の1に相当する額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、100万円を限度とする。） | 夫婦のいずれも（配偶者がいない場合にあつては、父又は母）が転入者の場合にあつては、20万円を加算する。 |
| (2) 中心市街地活性化区域内に所在する土地         | 100万円  |   |

備考 この表において「転入者」とは、基準日以降に本市の区域内に転入した者（平成31年4月1日以後に本市から転出し、再び転入した者を除く。）をいう。

（交付申請書の提出）

第5条 補助金の交付の申請を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、他の世帯員等と共に対象住宅に入居し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による転入の届出又は第23条の規定による転居の届出をした後に、焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 世帯員等の住民票及び子育て世帯の戸籍謄本
- (3) 対象土地及び対象住宅の登記の全部事項証明書（対象土地が保留地である場合にあつては、当該土地の保留地証明書）

- (4) 対象土地及び対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
  - (5) 領収書その他の対象土地及び対象住宅の取得に要した費用を負担したことが分かる書類の写し
  - (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証その他の対象住宅の構造及び居住用部分の床面積が分かる書類の写し
  - (7) 対象住宅の付近見取図、配置図及び各階平面図
  - (8) 世帯員等の市町村民税の完納証明書
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（転居等の届出）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付後10年以内に対象住宅に居住する世帯員等のいずれもが居住しなくなる場合にあっては、事前に市長にその旨を届け出なければならない。

（交付の決定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けた場合又は補助金の交付後10年以内に対象住宅に居住する世帯員等のいずれもが居住しなくなった場合（市長が特に認めるときを除く。）は、交付の決定を取り消すことができる。

（返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（失効等）

- 2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの告示の規定の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。